サービスの費用について

■ 費用負担の基本

介護サービス費用の1割～3割 ＋ 食費・居住費（滞在費） ＋ 日常生活費 → 利用者の費用負担

保険適用　　実費負担

■ 一定以上の所得者の負担割合について

一定以上の所得がある第１号被保険者（65歳以上の人）がサービスを利用したときは、利用者負担額が２割または３割になります。

利用者負担の割合	対象となる人
３割	次の❶❷の両方に該当する場合 ❶本人の合計所得金額が 220 万円以上 ❷同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、本人だけの場合 340 万円以上、２人以上世帯の場合 463 万円以上
２割	３割に該当しない人で、次の❶❷の両方に該当する場合 ❶本人の合計所得金額が 160 万円以上 ❷同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、本人だけの場合 280 万円以上、２人以上世帯の場合 346 万円以上
１割	上記以外の人 住民税非課税の人、生活保護の受給者、第２号被保険者は上記にかかわらず１割負担です。

・**その他の合計所得金額**とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
・要介護認定等を受けている人や事業対象者には、**介護保険負担割合証**を送付しています。ご自身の負担割合はそちらでご確認いただけます。

■ 在宅でサービスを利用した場合の支給限度額

要介護状態区分別に、保険対象となるサービスの上限（支給限度額）が決められています。

※実際の費用は

単位数 × 地域区分単価（10円～10.21円）

で算定されます。

事業対象者とは…
基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人を「介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）」といいます。

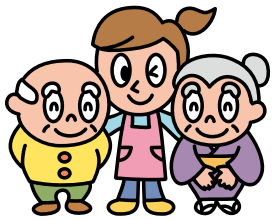

● １か月の支給限度額※

要介護状態区分	１か月あたり利用できる単位数
事業対象者	5,032単位
要支援１	5,032単位
要支援２	10,531単位
要介護１	16,765単位
要介護２	19,705単位
要介護３	27,048単位
要介護４	30,938単位
要介護５	36,217単位